

タイトル	多声性の国際政治 ― 北極秩序形成をめぐる模索と行動 ―
著者	伊山, 智基; IYAMA, Tomoki; 高橋, 美野梨; TAKAHASHI, Minori
引用	北海学園大学学園論集(193): 73-89
発行日	2024-03-27

多声性の国際政治

—— 北極秩序形成をめぐる模索と行動 ——¹

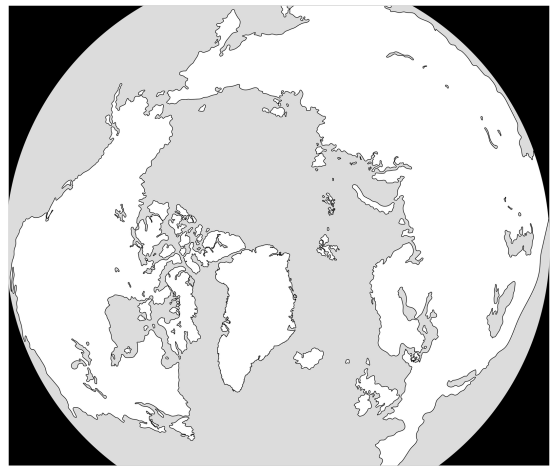
伊 山 智 基
高 橋 美 野 梨

はじめに

北極人間開発報告書は、複層的な主体もしくは組織間の相互連携が進む今日において、利害が異なるエージェント間で認識を共有し、ガバナンスの実効性を高め、それを持続可能にし得るものとして、「対話 (dialogue)」という行為を主題化した (Nordic Council of Ministers 2014)。対話とは、向かい合って話し合うことである。向かい合う＝相対するには、位相の異なる当事者同士が同じテーブルに付き、事を進めるだけでなく、その実質的なプロセスとして、双方が納得すること、合意することを目指すという意味が含まれている。

ポエルツァーとウィルソンらは、対話の効用を焦点化する際に、北極で展開する国際政治を取り上げた (Poelzer and Wilson et al. 2014: 186)。北極では、国家と国家以外の主体との協働を通じたマルチレベル・ガバナンスを謳う国際協調プラットフォーム、北極評議会 (Arctic Council) が設置され、試行錯誤を繰り返しながら、良い統治 (good governance) に基づく協調関係の維持・発展が目指されてきたからである。ポエルツァーらに限らず、実態としての政府の存在を認めつつ、機能としてのガバナンスの実相を明らかにする上で、北極で生起する政治は、しばしば議論の対象になってきた。

では、国家以外の主体とは、具体的に何を・誰を指しているか。北極においてそれは先住民だった (Wilson and Smith 2011)。背景には、植民地主義が北極にまで及んだ 18 世紀以降、先住民が、国家 (国境) への包摂と排除の対象になってきた歴史があった (高橋 2023)。



¹ 本稿は、伊山智基「多声性の国際政治—北極評議会と北極海会議の比較分析—」北海学園大学法学部卒業論文、2023年1月。を基に、大幅に加筆・修正を加え、再構成したものである。

北極には約400万人が暮らす。うち、先住民は約50万人である。植民地の過去を経て、先住民の権利を承認し、再生し、国家との間で和解させていくことが、特に1980年代以降の、国家と先住民との「対称性」を取り戻すグローバルな動きに乗じて活発化した。歴史の機微を丹念に追跡し、正史だけではない先住民の歴史——歴史の複数性——にピントを合わす際に、観念的な問題としてだけでなく、実際の政策実装の局面で、先住民の声を含む多声性 (polyvocality) をいかに確保していけるか。ある決定に対するインプット正当性 (input legitimacy) をどの程度高めていけるかが問われてきた。

しかし、コーテ (Michaela Louise Coote) が指摘するように、先行研究において、先住民を事例に北極政治の多声性を捉えようとする試みは、十分な実証研究の積み上げがなされぬまま、今日に至っている (Coote 2016)。なぜか。理由の一つには、先住民の声と、西洋型の政治制度に基づく国家の意思決定過程との「相性」の問題があった (高橋 2024)。要点は、事物をオポチュニスティックに見ていくことで成り立つ先住民の知識と、反復的に使用するルールの策定をもって、何らかの事象を統御しようとする科学的な知識との齟齬である。もちろん、現実には、こうした二分法の「あわい」にあるが、要点は両者の説明原理が異なっている点に見出せる。先住民の知識と科学知とを「そのまま」の形で突き合せても、共振しないことは先行研究で指摘されてきたところである (Omura et al. 2019)。そもそも、先住民の知識と科学知とは対称関係にない。多くの場合、科学知が先行し、そこに先住民の知識をいかに取り込むかというベクトルが働いてきた。知識と権力の「癒着」の問題ということになろうが、こうした知識をめぐる原理的および権力的な異なりは、先住民の重要性が繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、実証的な研究の深度が深まらない要因の一つになってきた。

本稿が、こうした課題に真正面から応答しているわけではない。また、北極政治において多声性を内面化しようとする理念が確認できたとしても、それが実際の政策実装の局面において機能しているかどうかとはまた別の問題である。本稿では、先行研究の状況をふまえ、先住民の声と北極における国際関係とを対照させていくことの困難さを理解した上で、先述の北極評議会と、評議会とは別立てで組織化され、一時期は対抗関係にあることが指摘されていた北極海会議 (Arctic Ocean Conference) とを対比させつつ、北極政治における多声性の実質を検討してみることにしたい。

本稿では、第一に、北極政治が先住民の声を取り込もうとする、すなわち多声的であろうとすることを根拠付ける場としての北極評議会を取り上げる。第二に、2000年代中葉以降の気候変動の加速度的進展に伴い、北極の秩序形成が喫緊の課題となった際に、北極評議会を離れ、北極海沿岸国のみで秩序形成が模索された北極海会議を俎上に載せる。ここでは、当該会議の概要と、その中で先住民がどのように扱われていたのかに触れ、また、既存の枠組みである北極評議会との対比を通じて、当該会議の性質を検討する。第三に、北極海沿岸国の一つであるロシアによるウクライナ侵攻等、近年の情勢をふまえつつ、今後の北極政治における多声性の展開を考える。

1. 多声性の北極評議会

北極評議会は、1996年9月の「北極評議会の設立に関する宣言（Declaration on the Establishment of the Arctic Council）」（以下：オタワ宣言）に存立の根拠を置く、人間社会の多声性に焦点を当てる閣僚級ハイレベル・プラットフォームである。オタワ宣言の第7条には、「評議会の決定はメンバー（the Members）のコンセンサスによるものとする」とある。つまり、他の主体との対比のなかで、メンバー、すなわち国家＝加盟国の優位性を保障している。しかし、こうした垂直的な力関係を認めつつ、国家以外の諸主体間の、より水平的な相互作用を制度化しようともしてきた。宣言には、このような条文もある。

【宣言前文】北極の問題に対処する際に、協力活動を促進するための手段を提供し、そのような活動において、先住民およびその共同体ならびに、北極の他の地域住民との十分な協議および関与を確保することを希望する。

【1条a】北極の共通課題、特に北極の持続可能な開発と環境保護に関する課題について、北極の先住民やその他の地域住民の参加を得て、北極諸国間の協力、調整、交流を促進するための手段を提供する。

宣言から読み取れるのは、国家に特権的な立場を与えるのではなく、先住民およびその共同体との十分な協議を確保する評議会の姿勢である。上の条文を根拠として、北極評議会には、6つの先住民団体が加盟する。6つの団体は、常時参加者（Permanent Participants）という地位にある。常時参加者は、最終的な決定権を持たないものの、政治の作動に影響を与え、評議会存立の正当性の根拠となってきた。そして、もちろんこうした正当性は、先住民の側からもエンカレッジされてきた（Coote 2016: 39）。

上で触れたように、多声性という論点が北極評議会を構成する重要な要素になった背景には、18世紀以降の植民地の経験と、特に1980年代以降の国家—先住民間の「和平交渉」があった。北極評議会が設立されたのも、こうした機運の高まりと同一線上に位置付けられる。

評議会設立の起点となったのは、1987年のソビエト連邦書記長ゴルバチョフ（Mikhail Sergeevich Gorbachev）による演説だった。彼は、北極圏内にあるソ連最大の港湾都市の一つ、ムルマンスク（Murmansk）において、北極の環境保護に関する協力を促進する演説を行った（稲垣・幡谷 2020: 205）。ゴルバチョフによるムルマンスク演説の前まで北極は、同じ極である南極とは異なり、米ソ冷戦の影響を色濃く受けていた。アメリカとソ連が北極海を挟んで対峙していたからである。ムルマンスク演説は、北極を冷戦下の不安定な地域から国際的、平和的な空間へと変貌させるきっかけを作った。演説の後、評議会の前身となる北極圏環境保護戦略（Arctic

Environmental Protection Strategy 以下: AEPS) が始動した(稲垣・幡谷 2020: 206)。AEPS は、北極評議会の加盟国であるカナダ、アメリカ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、アイスランド、ロシアの北極8か国から構成された。しかし、AEPS の発足当初は、協議の場に先住民は制度的に組み込まれていなかった。1996年に果たされることとなる、北極評議会設立に向けた動きの中で、力点をおいた部分が先住民を制度的に保障していくことだった。なぜならば、先住民は北極の保護者であり、環境保護対策に新たな光を与え、貴重なスキルを提供できる知識保持者であると観念的に考えられているだけでなく、環境変化——悪化——の影響を最も受ける最前線で暮らす存在として、社会的に認知されるようになったからである(Koivurova 2008; Nuttall and Callaghan 2000; Lindroth and Sinevaara-Niskanen 2013)。とりわけ1980年代以降のグローバルな先住民の権利再生運動は、こうした動きを加速度的に進展させた。北極の先住民の多くは、自然環境と密接に関係を持ちながら生活しており、過酷な自然環境に適応するための「在来の知識(local knowledge)」を有している。在来知は(西洋)科学的な知識と対照性を持つものであるがゆえに、両者を掛け合わせていくことが、良い統治につながる条件の一つとなったのである。

実際に、北極評議会の作動を具体化させた1998年(2013年改正)の手続規則(Arctic Council Rules of Procedure)第5条には、以下のことが書かれている。

「宣言に従って、北極評議会内の北極先住民の代表の積極的な参加と完全な協議を提供するために、常時参加者のカテゴリーを創設する。この原則は北極評議会のすべての会議と活動に適用される」

第5条は、北極の先住民が常時参加者として評議会の活動に参加し、大きな影響力を持つことを保障している。先住民の影響力を内面化していくことについては、手続規則の他の条項からも確認することができる(たとえば、第13条、15条、19条)。手続規則の各条文の基底をなすのは、「常時参加者との完全な協議」という考え方である。もちろん、こうした条文が実質的な意味を持つためには、先住民の側からの積極的な関与が必要になることは言うまでもないが、前出のコーテによれば、彼女のインタビューを受けた多くの常時参加者(という枠組みに参加する先住民)は、評議会を問題解決の場と捉えている。具体的には、所属する国家との間で政治化する問題を解決する場として、北極評議会を位置付けているようである。

先住民の声は、国家との協議等を通じて、何らかの決定へと至るプロセスそれ自体に影響を与えることが目指されている。この限りでは、先住民は意思決定(decision-making)の局面には影響力を行使できないが、意思の具現化(decision-shaping)に際して自らの声を反映させるチャンネルを有しているということになる。したがって、北極評議会は、その背骨において、多声性に価値を置く実践的な場であろうことが分かる。

2. 北極海会議へといたる道

2000年代に入り、北極における気候変動の進行や海水の減少が広く知られるようになった。これに伴い、資源開発の商業的発展性や、航路利用の可能性等が高まると、実際に北極海と近接する5つの主体（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、アメリカ）の動静に注目が集まった。同時に、非沿岸国の北極への関心も急速に高まっていた。フランスやドイツ、イギリスといったヨーロッパ諸国だけでなく、日本、中国、インドといったアジア諸国が、北極政治に対するプロアクティブな行動を見せるようになったことは、北極競争（race of the Arctic）などと呼ばれる事態を引き起こした。こうしたなかで、沿岸国の一つであるロシアが「深海潜水艇で北極点の真下、海底約4000メートルに到達し、海底にロシア国旗を立てた」ことは、当該期の北極政治のハイライトになった（AFP 2007）。特に当該期の沿岸国は、北極海への主権的権利（sovereign rights）を取得する前段として、複雑な地形を有する北極海の大陸棚の帰属先を、自国に有利な形で決定しようとしていた。そもそも、北極海はその帰属を明確にする単一の条約・合意がなかった。つまり、法（ハードロー）的には「誰のものでもない」海域であり続けてきた。それは、北極に存在する厚い海水が、海域および海底に対する法的調査を困難なものにしてきたことに一因があった。それゆえに、それまでの北極は、海域で起こり得るさまざまな事象を、沿岸国の国内法や個別の条約から処理していた。

ところが、2000年代以降の急速な気候変動によって、海水の溶解が進行したことに伴い、この法的状況は利害対立の火種と化すこととなった。国旗を海底に立てる行為は、そうした中央北極海の大陸棚海底に対する領有権主張など、多数の未解決の国境紛争を自国に有利な形で解決していくための一手だったと推察できる。ロシアのチリングロフ（Artur Chilingarov）下院副議長は、母船の極地観測船アカデミック・フョードロフ（Akademik Fyodorov）上で、北極点海底はロシア大陸棚の最北端の境界であるため、海の境界を確定・画定する必要があると意欲を表明し、北極海の領有権をめぐる争いに先手を打ったことを高らかに宣言した。この一件に対しては、さまざまな反応があった。その大半は、冷ややかなものだった。ドッズ（Klaus Dodds）は、「取るに足らないこと（inconsequential）」（Dodds 2013: 46）と指摘する。しかし、ロシアの行為が、よりネガティブなニュアンスを伴う政治的なメッセージとして、内外に流通していったことは否定しえない。なぜならば、ロシアの行為は、ガバナンスの欠如という、北極政治の構造的脆弱性を対外的に発信することにつながったからである。これを受けて、北極ガバナンスの脆弱性が世界に波及し、大国間競争の場と化してしまうことを懸念した欧州議会およびNGO等の専門家は、南極条約をモデルとした北極条約等、より強固な制度の確立と、そのプロセスに関与していくことを求めた（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020）。とりわけ、それまで北極にほとんど関心を示さなかった欧州連合は、2008年になって欧州委員会や欧州議会がそれぞれの北極関連文書を発表し、北極への戦略的関心を示すようになった。

資料的な制約があり、十分な実証性を担保できないが、北極海会議が開催されるにいたったのは、北極海沿岸5か国がこうした問題や非北極主体の動きを認識し、協議の場を設ける必要性に駆られたことがあったのではないか。実際に、北極海沿岸国は、域外の諸主体が北極に関心を示し、介入の意向を示し始めたことで、北極評議会を中心に展開する北極ガバナンスの在り方を模索するようになっていった (Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020)。

もちろん、そうした懸念を内側から、すなわち北極の領有権に関する問題を既存の枠組みである北極評議会の中で話し合うこともできただろう。しかし、オタワ宣言注釈1に明記されているように、評議会では軍事・安全保障に関わることは扱わないことになっている。領有権をめぐる動静をどのように定義付けるかにもよるが、広く安全保障に関わる事案として理解すれば、北極評議会場で協議を行うことは、宣言注釈1に抵触する可能性があった。加えて、北極評議会の関係主体の多様化の問題も顕在化していた。2008年当時、北極評議会には、沿岸5か国と同時に、非沿岸3か国 (スウェーデン、アイスランド、フィンランド)、そして先住民団体＝常時参加者や、オブザーバーなど多様な利害関係者が加盟していた。そのため、北極海の領有権問題を争点としたとき、利害が多様化し、議論が流動化——不安定化——する恐れがあった。それは、国家と国家以外という対立軸だけでなく、国家以外の主体間においても、同質の利益相反が起こり得ることを意味していた。実際に、一部のNGOが北極を環境保護区にすることを推進したのに対して、多くの先住民グループはこれに反対するといった論争が生起している。多声性を確保していくことは北極政治の基層を成すが、同時に、多様な利害関係者の声の集積は、決定していくことをより困難にさせることも自明のことだった。それゆえに、沿岸5か国は、いわゆるミニラテラリズム的な観点から、多主体間では成し得ない、ラージ/スモール・スケールの「あいだ」の規模で、喫緊の問題であった領有権問題に対応しようとしていた可能性がある。

もっとも、殊更に指摘するまでもなく、こうした利害関係者の増大および多様化に伴う流動性あるいは不安定性の問題は、北極政治が持つ「多様性」と表裏一体の関係にあることも忘れてはならない。北極のガバナンスは、さまざまな主体がこの地域の基本的な制度について議論し、意見を異にし続け、また調和していく点で (Breum 2018)、常に高い流動性をもってきた。北極政治においては、地域の意思決定に、位相の異なる主体 (非北極海沿岸国や団体、北極海沿岸の先住民グループ、国際機関、NGO など) を含めることで強靱な秩序が形作られ、また自然化していくという前提を共有しており、特に冷戦後の北極政治は、こうした流動性を積極的に引き受けてもきた (Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2018)。この限りでは、次節で詳述する北極海会議という枠組みは、北極政治が持つ理念と、急速に変化する北極政治の実態との狭間で選択された、例外的な措置として位置付けることもできるのかもしれない。

3. 北極海会議

2008年5月27日から29日にかけてグリーンランド中西部の街イルリサットにて開催された

北極海会議は、デンマークとグリーンランドが主導し（Wikileaks 2008b）、ロシア、カナダ、ノルウェー、アメリカの閣僚が一堂に会する、現代北極の秩序形成を模索する初めての場として理解されている（高橋 2013）。会議はチャタムハウスルールが適用された。ゆえに、誰がどのような発言をしたのか、会議の詳細に迫ることは困難である。ホストは、提案者であるデンマーク外相ステイ＝ムラー（Per Stig-Møller）とグリーンランド自治政府首相エノクセン（Hans Enoksen）が務めた。主要な参加者は、アメリカ 국무副長官ネグロポンテ（John Negroponte）、カナダ天然資源相ルン（Gary Lunn）、ノルウェー外相ストーレ（Jonas Store）、ロシア外相ラブロフ（Sergey Lavrov）、そしてグリーンランド外相ハモン（Aleqa Hammond）であることが明らかになっている。

ここで、北極海会議の前段としてオスロで会合がもたれていたことにも触れておきたい。2007年、ノルウェー主導の下、沿岸5か国の高官が一堂に会して、北極海への海洋法の適用可能性について会談が行われていた（Stoltenberg's 2nd Government 2007）。そこでは、北極海会議、延いては会議の成果として発出される何らかの宣言——事後的にイルリサット宣言（Ilulissat declaration）と命名される宣言——に至る動きの布石となるような議論が交わされていた。また、この他にもオスロ会合では、海洋環境の保護や航行の自由、海洋科学研究、大陸棚の限界設定に関する海洋法の適用およびその国内実施について議論されていたと同時に、参加国および他の利害関係主体との協力を継続することについてのコミットメントが強調されていた（Stoltenberg's 2nd Government 2007）。北極海会議は、こうした積み上げの上に開催されている。

北極海会議には、AFP やロイター通信社など 50 以上の報道関係者が、デンマーク外務省をはじめとする主要構成員の協力を得て集まっていた（Breum 2011）。先に述べたロシアによる北極海海底への国旗掲揚をきっかけに、北極海における緊張が高まっていたことも、多様な主体の関心を集めることにつながった。もちろん、繰り返すまでもなく、北極評議会の構成国である 8 か国のうち、沿岸 5 か国のみによるものであったことも注目された。

会議では、北極海の水氷衰退に伴う地下資源開発および海上交通の商業的利用可能性、その法的枠組みの検討、気候変動が海域に住む先住民の生活に与える影響、国連主導の平和的・協調的利用の提案等がなされたが、本稿の趣旨に即し重要なことは、北極の経済と環境の両面を考慮し、先住民の完全な参加を得た上で、地域の持続可能な発展を目指すという、北極評議会の主要目標を確認し、またそれを踏襲する「厳粛な宣言（solemn declaration）」を沿岸 5 か国間で発出することが予定されていたことだった（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020）。

会議の共同主催者であるグリーンランド側からも、気候変動の先住民への影響を可視化することや、北極の持続可能な経済成長を促進する方法などが重点課題として指摘され、これに対する賛同の動き、すなわち会議における開発計画が先住民・地域住民、そして彼らの自然環境を無視したものであってはならないことを確認するような、フォローアップも確認されていた（Wikileaks 2008a）。また、ホストの任を担ったデンマーク外相ムラーも、北極の国際機関は先住

民の意見を聞き、意思決定に含めることが重要だと強調していた。さらに、「何世紀にもわたってこの地で漁業や狩猟を行ってきた先住民を尊重し、北極の持続可能な開発を行う義務がある」とも発言した (Ritzau 2008)。デンマークは、先住民の扱いについて他の国々の模範となることを目指していた。実際に、ムラーは、会議の重要性をふまえ、先住民の声を会議やその成果に反映させるよう求めたという (Wikileaks 2008b)。これに対して、イヌイト環極北会議 (Inuit Circumpolar Council) のリュンゲ (Aqqaluk Lynge) は、ムラーとの間で、以下のようなやり取りを交わしている。

「リュンゲは、過去の植民地時代の誤り (註執筆者—北西部グリーンランドに置かれている北極最大規模の米軍基地＝チューレ空軍基地——2023年4月よりピトゥフィック宇宙軍基地に名称変更——近くのコミュニティから先住民イヌイトを強制移住させたことなど) を強調し、北極はイヌイトが所有していると主張した。北極での新たな機会に不安を抱いているかというムラーの質問に対して、リュンゲは、私たちがそうした機会に直接対応するチャンネルを有しているのであれば、私たちは不安を抱くことはないだろうと答えた。また、アメリカの研究者との協力関係の強化を掲げ、私たちはあなた方の援助を必要とし、あなた方は私たちの (伝統的な) 知識を必要としていると締めくくった」 (Wikileaks 2008b)。

このように、リュンゲは北極における先住民の政治的参加や政治的介入を主張した。リュンゲの主張は、十分な支持を得ながら発出されたものだった。たとえば、前述のカナダ天然資源相ルンは、北極海の領有権問題は、国家の専権事項であることを認めつつも、北極の先住民が意思決定に関与すべきであるとした。また、ロシア外相のラブロフは先住民に対する態度について、「先住民の参加について、ロシアは先住民の懸念に『注意深く』耳を傾けており、先住民の権利保護はロシアの北極政策に『不可欠』である」 (Wikileaks 2008b) と発言していた。

会議の成果として発出されたイルリサット宣言においても、先住民や地域住民への影響を考慮しつつ、国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea) に象徴される現行の法規範に則ったガバナンスを構築することを宣言している。中核的なメッセージは、北極条約などの新しい制度を確立しないことを決めた、という点に見出すことができ、これはオスロ会議で議論されていた、北極海には特に海洋法を含む広範な、国際的な法的枠組みが適用可能であることを確認したという論点と接続する。今後の北極の秩序形成の礎石となり得るイルリサット宣言を構成する重要な要素として、先住民と地域住民、すなわち北極の人間が据えられていたことは特に強調しておきたい。

一般に、海国境は「陸国境ほどに国家の二カ国間関係にとって切実な相互の安全保障上の緊要性が高くないことで」 (岩下 2010: 1)、「解決のモメンタムは失われやすく、係争解決の遅滞は永続化する傾向が強」 (岩下 2010: 2) く、事態が複雑化する性質を有しているとされてきた。この

限りでは、2008年に、北極海の秩序形成に向けた舞台を設定し、そこに先住民が可視化されたことの持つ意味は大きかったといえる。

4. 評議会と会議のちがい

しかし、断片的な情報をパッチワーク的に紡ぐことでほんやりと浮かび上がる北極海会議の、そしてその後発出されたイルリサット宣言の輪郭からは、別の姿も見えてくる。会議および宣言からの教訓を引き出すべく編まれた、コペンハーゲン大学軍事研究センターの報告書（以下：CMS レポート）によれば、重要な利害関係者であるはずの先住民は、副次的な扱いを受けていたという。

「会議には沿岸5か国しかいなかった。北極評議会の常時参加者やオブザーバーのような正式なカテゴリーからの参加もなかった。その意味で、先住民や地元コミュニティ、沿岸国以外の諸主体が北極において正当な利益を有し、関連する利害関係者となりうることを前提とすれば、北極海会議は、先住民というより強く関係付けられるはずの利害関係者が不在であったことをふまえ、北極評議会に比べてインプット正当性に欠けていたことになる」（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2018: 30）。

ここでいうインプット正当性とは、関連のある利害関係者とみなされる主体が含まれているかどうかで、ある決定の正当性の程度が測られ、より多くの関係者が意思決定やそれに至るまでの過程に一定の影響力を行使し得る状況にあれば、その正当性は高まることを捉える視角である。

北極評議会は、8か国のメンバー（北極圏諸国）、6つの常時参加者（先住民団体）、そして39のオブザーバー（非北極圏諸国、NGO、政府間・議会間組織）で構成されている（ただし、オブザーバーがこのスケールになったのは2013年、スウェーデン・キルナでの北極評議会閣僚会合以降である）。評議会には、多様な利害関係者が参画している。特に、常時参加者は、オタワ宣言第2条の中で、「常時参加者のカテゴリーは、北極評議会における北極先住民の代表者の積極的な参加と完全な協議を提供するために創設されたものである」とされており、中核的な関係者として位置付けられてきた。その一方で、北極海会議では沿岸5か国が主要な参加者となっていることが指摘されており、民主主義の赤字を回避していくこと、つまり決定の民主的正当性を高めていくことに焦点を絞れば、北極海会議におけるインプット正当性は北極評議会に比して低いということになる。

会議の民主的正当性に対する疑義は、会議における先住民の発話位置（speaking position）が十分に確保されていなかったことへの疑義というニュアンスを含んでいる。当時アメリカ合衆国上院議員であり、その後国務長官となるクリントン（Hillary Diane Rodham Clinton）は、会議における先住民の不在を指摘した上で、先住民や地域社会を代表する組織を、すべての関連協議に参

加させろべきだったと主張していた。クリントンは、特に先住民が会議から排除されていた可能性を組上に載せ、それを公然と批判し、北極の主権と資源管理に関する議論から、イヌイットやファースト・ネイションなどの先住民のコミュニティが組織的に排除されているのではないかと指摘した。また、前述のラーベック＝クレメンセンとトマセンによれば、「デンマーク外相はイルリサット会議（註執筆者＝北極海会議）直後に発表した論説で、北極の国際機関は地域住民や先住民の団体の意見を聞き、意思決定に含めることが重要だと強調したが、イルリサットでこれらの団体が発言しなかった理由には触れなかった」（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020: 4）とした。こうしたいくつかの間接証拠から、前出のCMS レポートは、イルリサット・イニシアティブを採った沿岸5か国が、非北極主体、先住民、NGO を特定の意思決定構造から排除していたと結論付けている。また、排除された主体の多くがそれを了解していたことにも触れつつ、この点を実証的に明らかにしていくことは、依然として課題であると指摘している（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2018）。

一方で、ウィキリークスが公開した文書に基づけば、先住民が完全に不在だったとはいえないことにも触れておく必要があるだろう。前出のリュンゲなど、一部の先住民には会議のオープニングにてプレゼンテーションを行う機会が与えられていたからである。

「国際気候環境研究センター（オスロ）所長のプレストラッド（Pal Prestrud）、イヌイット環極北会議副議長のリュンゲが地域住民や先住民の問題について、元ロシア運輸大臣でロシアの国営海運会社ソブコムフロット（Sovcomflots）のCEO セルゲイ・フランク（Sergey Frank）が北極での商業機会について講演を行った」（Wikileaks 2008b）。

しかし、それでもなお、先住民のポジショナリティの問題は残されたままであろう。北極の秩序形成が模索され、具体的な行動に移された会議であったにもかかわらず、北極政治の根幹をなす多声性が考慮されているとは必ずしもいえない状況が確認できるからである。イヌイット環極北会議カナダ支部代表のスミス（Duane Smith）によれば、イヌイットは、いくつかの言葉を求められ、グリーンランド自治政府のメンバーも（デンマーク代表団の一員として）会場にいたが、公式な代表としては扱われていなかった。同様に、カナダの代表団の中にもイヌイットの姿はなかったという（Piplinks 2009）。この限りでは、北極の秩序は、国家だけでなく、NGO、先住民団体、非北極主体をも含めた多声性の上にこそ形作られるとする理念は相対化し、実質は国家、特に沿岸国が主導権を握っているとするラーベック＝クレメンセンらの指摘は（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2018）、まさに北極海会議の性状を説明している。

もっとも、現状では実証度は高まらない。議事録等の資料の公開が制限されているからである。北極海の沿岸国の利害が強く押し出されている協議の場において、国家の利害関係の狭隘にいたと考えられる先住民は、実際にどのような位置付けがなされていたのかを、マルチアーカイブに

よる多角的アプローチから検証することは、北極のガバナンス（先住民を含めた多様な利害関係者によるマルチレベル・ガバナンス）のあり方や発展性、あるいは脆弱性を検討する上で、重要なテーマであり続けている。

5. イルリサット宣言から読む先住民の位置

イルリサット宣言（Ilulissat Declaration 2008）には、生態系の保護、先住民や地域社会の良好な生活環境の維持など、非常に幅広い目標が含まれている。そして、宣言は、先住民の暮らしが、自然環境と密接に結びついていることを強調している。

「北極海は著しい変化の最先端にある。気候変動と氷の融解には、脆弱な生態系、地域住民および先住民共同体、そして天然資源の開発に影響を与える潜在的可能性がある」

「海運・災害やそれに伴う海洋環境の汚染は、生態系のバランスを崩し、地域住民や先住民共同体に大きな被害を与える可能性があることは、これまでの経験からも明らかである」

他方で、宣言には気になるところもある。それは、宣言において明記されている主体が、「先住民（indigenous peoples）」ではなく、「地域住民および先住民共同体（local inhabitants and indigenous communities）」となっている点である。オタワ宣言や、その作動を具体化させた手続規則においては、徹底して「先住民およびその共同体ならびに、北極の他の住民」、「北極の先住民やその他の北極住民」だったことを鑑みれば、ここに何らかの意図が込められていると読むこともできるかもしれない。地域住民を先住民の先に置いたこと、先住民ではなく先住民共同体と言い換えたことは、会議の前に沿岸5か国間で回覧していたディスカッションペーパーの時点で合意に達していたとする報告もある（Petersen 2009）。

なぜそうなったのか。説明変数の一つとなり得るのは、沿岸国であるアメリカとカナダの存在である。アメリカとカナダは、先住民の（搾取にではなく）排除にプライオリティを置く入植者植民地主義（settler colonialism）を展開していた歴史的的身体性をふまえながら、人権やマイノリティ権の尊重といった近年のリベラルな価値規範とも相乗しつつ、先住民との和解を果たそうとしてきた。しかし、グローバルに合意された先住民の明確な定義が存在しないため、先住民と非先住民との間に明確な境界線が引けないことは、先住民という主体を、他の地域住民に比して特別視することを躊躇させた。もちろん、先住民とは、①先住性、②被支配性、③歴史の共有、④自認をふまえた存在であることなど、定義らしきものがあることには一定の合意がある。しかし、この条件に照らして、自らを「先住民」だと主張し、権利を獲得しようとする主体と、そうではない主体とをどのように扱うのかについては合意がない。さらに、先住民を同定したとして、アメリカとカナダの両国とも彼らの自決権には異議を唱えていないものの、そこに拒否権（veto

power) が含まれるのだとすれば、新たな階層秩序を構築してしまう可能性があるとして、抵抗感を示していた(小坂田 2014)。ここでいう拒否権は、事前に十分な情報に基づき、先住民自身が議論に参加し、同意したり拒否したりする環境が整備されなければならないとする理念に基づいている。

先住民の取り扱い、国内における政治的な問題を惹起する極めて繊細な事柄であった。事実、2007年に採択された「先住民の権利に関する国際連合宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)」において、アメリカとカナダは反対票を投じている。反対票は4か国から投じられたが、うち2か国が北極海沿岸国だった。イルリサット宣言においても、特にアメリカ代表団は、他の地域住民との関係において、先住民だけを特権化することには反対していたという。

6. 北極海会議のその後

北極海会議後、2010年までは、関係主体を沿岸5か国に限定したフォーラムを公式に設立する可能性が残されていた(Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020)。特に、一部のアメリカの外交官は、沿岸5か国によるフォーラム形成に前向きであった。背景には、ブッシュ(George Walker Bush)の政策態度があったとされている。ブッシュは、「北極地域政策指令(Directive on Arctic Region Policy, January 9, 2009)」の中で、北極ガバナンスについて、「北極評議会が現在の権限内の問題(註執筆者一軍事・安全保障は扱わず、北極の共通課題としての環境保護と持続可能な開発)に専念するハイレベルなフォーラムであり続けるべき」(White House 2009)としたが、他方で「北極評議会の活動を抜本的に改善し、北極評議会の一般的な任務と一致する範囲において、補助機関の統合や運営上の変更を含む、評議会の構造を更新することに前向きである」(White House 2009)とも発言していた。実際に、北極海会議開始前に行われたアメリカとノルウェーとの非公式会談の際に、アメリカは北極評議会を非効率だと批判し、「北極海会議のようなより小規模なグループの方が政治的な議論によりつながるかもしれない」と主張していた。デンマーク外相のムラーは、北極海会議の場で、北極ガバナンスをより実効性のあるものにしていく上で、北極評議会に代わる場を打ち立てる必要性は必ずしも認められないが、「沿岸5か国のフォローアップ会議の場の創設は、可能性として排除できない」とし(Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020)、北極評議会とは別に、沿岸5か国による恒常的なフォーラムの創設を模索していたようである。さらに、後述する通称チェルシー会議の事例からも明らかなように、カナダも沿岸5か国によるフォーラムの運用を進めようとしていた。

しかし、こうした各国の姿勢は、2010年以降のアメリカの転向に象徴されるように、多声性を制度化した北極政治への回帰へと方向付けられていくことになる。特にアメリカは、2009年にブッシュが退任し、オバマ(Barack Hussein Obama II)が大統領に就任して以降、政策態度が一変した。カナダが2010年に沿岸5か国によるチェルシー会議(閣僚級会議)を開催した際も、ア

アメリカは、当該会議での新たな枠組みの構築に対する不同意を公然と表明している。上院議員時代にも北極海会議を批判していた、前出のクリントン国務長官は、予定されていたプレスイベントに参加しなかった。彼女の署名入り文書には、北極の問題に関する重要な国際的議論にはこの地域に正当な利害関係を持つ人々、すなわち先住民を含む地域住民が参加すべきだと記されている（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020）。

オバマ政権下の2013年に公表した「北極地域のための国家戦略（National Strategy for the Arctic Region）」においても、北極評議会が積み上げてきたプラットフォームとしての役割を評価した上で、「アメリカは、北極評議会を、その現在の任務の範囲内で、相互の利益となる無数の論点についての北極諸国の協力を促進するためのフォーラムとして引き続き重視していく」と記されている（White House 2013）。このようにして、北極評議会とは別立てで組織された北極海会議と、その後継の枠組みを支持していたアメリカは、自らによって、オルタナティブとして存立する可能性を低下させていった。

もっとも、チェルシー会議以降、沿岸5か国の枠組みは、政府間のハイレベル・フォーラムとしての役割を担うまでには至らなかったが、実務者レベルの合議機関に「ダウンスケール」した上で、継続実施されていることには留意したい。この合議体は、高邁な原理（high-minded principles）を掲げることなく、むしろ北極が直面する現実的な課題に対する効果的な解決策を見出すことに焦点が当てられている（Rahbek-Clemmensen and Thomasen 2020）。ただし、そこでは、主に大陸棚に関する協議など、国境確定・画定に係わる専門的（technical）な問題を扱うことが目指されており、先住民や地域住民を代表する団体の召集を要件とはしていないようである。

7. イルリサット宣言の位置

北極海会議の成果であるイルリサット宣言のハイライトが、北極条約などの新しい制度を確立しないことを決めたという点に見出せることは既に述べた。その真価は、時間が経つにつれて高まっていると見る関係者は多い。「イルリサット宣言はフランス・ワインのようなものだ」（Breum 2018）と言ったのは、北極海会議に参加したロシアの高官だが、年を重ねるごとに良くなっていく、成熟していくというニュアンスを伴うこの発言は、イルリサット宣言の真価を認めている証左でもある。他方で、決定へといたる過程に先住民が関与していなかったことを問題視する見方は、前出のクリントンや、北極海会議直後にイヌイト環極北会議が発出した「主権に関する環極北イヌイト宣言」等でも確認することができる（Inuit Circumpolar Council 2009）。

評価の分かれ目は、イルリサット宣言を北極海会議の成果物として捉えるのか、そこから切り離して宣言の内容を普遍化させるのか、といったところにあるのかもしれない。この二分法は、イルリサット宣言を過程から評定するのか、結果（中身）から価値付けるのか、と言い換えることもできよう。先述のロシア高官の発言は、イルリサット宣言を北極海会議の成果として——つまり結果のみを取り出して——、それを普遍化させていくことに重きを置いているのに対して、

イヌイット環極北会議の声明の根源には、イルリサット宣言の構築過程に、先住民からのインプット（声）の機会が保障されなかったことへの異議申し立てがあったと言えるからである。北極海会議の成果の普遍性は明らかである。また、既述のように、海国境は陸国境に比して解決のモメンタムが失われやすいことを鑑みれば、2008年時点で秩序構築に向けた合意を取り付けたことの意義も論を俟たない。問題は、関係主体を制限したり、宣言の中身に国益が反映されたりするなど（先住民の権利が後景に退くなど）、やや強引な形で合意が取り付けられたことにあるのだろう。ブレウムは、こうした一連のプロセスを「政治的で外科的（surgical）」と表現している（Breum 2018）。

なお、イルリサット宣言から10年後の2018年には、第2回北極海会議（Ilulissat Two 以下：イルリサット2）が開催され、10年前に合意された約束と原則を再確認するための機会が設けられている。しかし、イルリサット2では、フィンランド、アイスランド、スウェーデンを含む北極評議会の加盟国に加えて、グリーンランドとフェロー諸島、そしてイヌイット環極北会議とサーミ評議会の2つの常時参加者（先住民団体）に対して招待状が準備されたが（Jacobsen 2020）、北極評議会を構成する他の4つの常時参加者およびオブザーバーは対象外となった（Jacobsen 2018）。2008年会議に比して、関係主体は拡大したが、その実質は依然として限定的なものだった。

おわりに

本稿は、国家と国家以外の主体——特に常時参加者という枠組みを確保する先住民団体——との協働を内面化する北極評議会と、北極海沿岸5か国を中心に構成された後発の北極海会議との間で展開された、北極の秩序形成をめぐる模索と行動に焦点を当てるものだった。ライトモチーフとして機能したのは、インプット正当性と流動性の関係だった。インプット正当性を高めるには、多層的な主体が意思決定（へと至る過程全体）に関与することが必要である。しかし、関係行為主体の増加は、主体間の力関係を流動化——不安定化——させ得ると同時に、決まらない（決まりにくい）に伴う議論の硬直化・長期化というリスクを背負うことになる。それゆえに、本稿の舞台となった2000年代以降の北極では、秩序をいかに構築するかという問題に、ゼロベースで対処する必要もあったが、対処すべき具体的な議題が明確であったともいえる状況にあり、いわゆるマルチラテラルな協議体としての北極評議会ではなく、ミニラテラルな協力を推進することに、費用対効果の点でも一定の効用が見込まれた可能性がある。実際に、北極海会議は、リスクヘッジには一定程度成功しているように思われる。海国境は陸国境に比して解決のモメンタムを失いやすいという前提に立てば、協議の基盤を早期に構築した北極海会議の持つ意味は小さくない。

北極海会議の事例から帰納的に導出される解の一つは、対話・協議に参加する主体に、一時的に一定の制約をかけ、折衝する過程にかかるコストを下げた上で、打開策の土台形成を行うとい

うものである。そのためには、一時的にインプット正当性の程度を下げてでも、より深度の深い議論を導くための「お膳立て（set the stage）」を行うことにプライオリティを置くことが優先される場合がある。もちろん、マルチラテラルか、ミニラテラルか、あるいはバイラテラルかといったスケールの問題を誰が決めるのか、決めたことで議論の外側に置かれてしまう主体が誰かといった、決定の民主的正当性の問題とも密接に係わる論点は、積み残されたままである。

既存の北極評議会とは別立てで、かつ参加主体を限定した北極海会議は、北極の秩序形成を担う外交の場と、そこに参加する主体とをどこまで狭め／広げていくのかという問いを内包している（高橋 2017）。「沿岸国」と「それ以外」という二分法を強調することは、北極海会議開催時の政治環境と、その中で選択された政治的決定の実質を過小評価してしまうだろう。しかし、舞台設定のフェーズだけでなく、その履行の在り方をも含めて考えるとき、民主的北極（democratic Arctic）という北極の自画像を想起しつつ（Zellen 2021）、対話と協力による実効的な政策パッケージの創出を目指す上で、主体と場をめぐる問題は、素朴だが根源的なものとなる。この限りでは、2022 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵攻は、主体／場の問題をより複雑化した。それは、北極における国家間、国家と国家以外、さらには国家以外の主体間の分断を拡大させているからである。

2022 年 3 月、ロシアを除く北極 7 か国が北極評議会に対する外交的ボイコットを宣言した。その後、同年 6 月には、ロシアを除く 7 か国で活動を再開したが、当該期ロシアが、評議会の議長国（輪番制）だったこともあり、評議会は事実上機能停止を余儀なくされた。「持続可能な北極のための責任あるガバナンス」というのは、2021 年 5 月のロシアが議長国就任に合わせて掲げた目標であったし、そこにぶら下がる形で設定された 4 つのサブテーマの一つには「北極評議会の強化」が謳われていたが、こうしたフレーズを形骸化させ、いかなる実効的な取り組みもなされぬまま、2023 年 5 月、ロシアは議長国の任期を終えた。

ロシアのウクライナ侵攻は、先住民の社会経済にも影響を与えている。気候リスクへの対応を含むあらゆる分野で、ロシアとの協力は凍結され、対応の遅延を生じさせているだけでなく（World Economic Forum 2022）、国境を越えて生活世界を構築してきた先住民間の分断をも促しているからである。北極評議会の常時参加者の一つを構成するサーミ評議会傘下のロシア側団体が、ウクライナ侵攻を支持する声明を発表したことは、このことを理解する上で、もっとも分かりやすい事例の一つだろう。同じ常時参加者であるロシア北方民族協会（Russian Association of Indigenous Peoples of the North: RAIPON）によるプーチン支持も記憶に新しい（Lackenbauer et al. 2023）。これに対して、総本山であるサーミ評議会は、ロシア側団体との交流を凍結する決断にいたっている。

多声的であることを制度化する北極政治の根幹に立ち返れば、冷戦後の北極政治において、「亀裂」と「多様性」は、表裏一体の関係にあった。両者は、包含（inclusive）や互惠（reciprocal）といった価値とも紐づきながら、緩和——生起する問題をいかに抑制し、増幅を防止するか——

と、適応——生起する問題をいかに調整し、最小化するか——との狭間で、いかなる施策を講じるのかについて試行錯誤する土壌を北極政治にもたらし、そしてそれは、北極政治の輪郭をも構成してきたのである。こうした積み重ねの上に、ありうべき北極政治へのパースペクティブを見出していかなければならない。

参考文献・資料

- AFP (2007) 「北極点深海探査、ロシアが海底資源競争で一番乗り」, *AFP BB News*. 2007年8月3日。
- Arctic Council (1996). *Declaration on the Establishment of the Arctic Council*.
- Arctic Council (2013). *Arctic Council Rules Of Procedure*.
- Breum, M. (2011). *Når isen forsvinder: Danmark som stormagt i Arktis, olien i Grønland og kampen om Nordpolen*. Copenhagen: Gyldendal.
- Breum, M. (2018). "Analysis: Ilulissat Two, Why Greenland and Denmark are inviting Arctic governments back this May". *High North News*. Published at Feb 26 2018 / Updated at Oct 24 2018.
- Coote, M. L. (2016). "Environmental Decision-Making in the Arctic Council: What is the Role of Indigenous Peoples?". *Arctic Yearbook 2016*. pp.30-47.
- Dodds, K. (2013). "The Ilulissat Declaration (2008): The Arctic States, "Law of the Sea," and Arctic Ocean". *The SAIS Review of International Affairs*. Summer-Fall 2013. Vol. 33, No. 2. The Johns Hopkins University Press. pp. 45-55.
- Ilulissat Declaration (2008). Adopted in Ilulissat, Greenland on 28 May 2008.
- 稲垣治・幡谷咲子「北極評議会」, 『北極の人間と社会—持続的発展の可能性』北海道大学出版会, 2020年, pp.205-230.
- Inuit Circumpolar Council (2009). *A Circumpolar Inuit Declaration on Sovereignty in the Arctic*. April 2009.
- 岩下明裕編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』北海道大学出版会, 2010年。
- Jacobsen, M. (2018), "Ilulissat Declaration's 10-year anniversary". *High North News*. Published at May 23 2018 / Updated at May 23 2018.
- Jacobsen, M. (2020). "Greenland's Arctic advantage: Articulations, acts and appearances of sovereignty games". *Cooperation and Conflict*. Vol. 55(2). pp.170-192.
- Koivurova, T. (2008). "The Draft Nordic Saami Convention: Nations Working Together". *International Community Law Review*. Vol.10. pp. 279-293.
- Lackenbauer, P. W., Evgeniia Sidorova, Sergey Sukhankin (2023). "RAIPON, Russian Indigenous Peoples, and the War in Ukraine: Pro-Kremlin Narratives and Voices of Dissent". *Policy Primer*. July 21, 2023. pp.1-37.
- Lindroth, M. and Sinevaara-Niskanen, H. (2013). "At the crossroads of autonomy and essentialism: Indigenous peoples in international environmental politics". *International Political Sociology*. Vol.7, No. 3. pp.275-293.
- Nordic Council of Ministers (2014). *Arctic Human Development Report: Regional Processes and Global Linkages (TemaNord 2014: 567)*. Copenhagen: Nordic Council of Ministers.
- Nuttall, M. and Callaghan, T. (2000). *Arctic: Environment, People, Policy*. Boca Raton: CRC Press.
- Omura, K., Otsuki, G. J., Satsuka, S. and Morita, A. (2019). *The World Multiple: The Quotidian Politics of Knowing and Generating Entangled Worlds*. London: Routledge.
- 小坂田裕子「先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセントを得る義務—国際人権法の環境・開発分野への影響の限界と可能性—」, 『世界法年報』第33号, 2014年, pp.94-122.

- Petersen, N. (2009). "The Arctic as a New Arena for Danish Foreign Policy: The Ilulissat Initiative and its Implications". *Danish Foreign Policy Yearbook 2009*. pp.35-78.
- Piplinks (2009). *A Circumpolar Inuit Declaration on Sovereignty in the Arctic: Pan-Arctic Inuit council wants more say in sovereignty*. July 3, 2009.
- Poelzer, Greg and Gary N. Wilson (Lead Authors), Else Grete Broderstad, Diane Hirshberg, Mara Kimmel, Timo Koivurova and Anatoly Sleptsov (Contributing Authors) (2014). "Governance in the Arctic: Political Systems and Geopolitics". *Arctic Human Development Report: Regional Processes and Global Linkages (TemaNord 2014: 567)*. Copenhagen: Nordic Council of Ministers.
- Rahbek-Clemmensen, J. and Thomasen, G. (2018). *Learning from the Ilulissat Initiative State Power, Institutional Legitimacy, and Governance in the Arctic Ocean 2007-18*. Copenhagen: Centre for Military Studies, University of Copenhagen.
- Rahbek-Clemmensen, J. and Thomasen, G. (2020). "How has Arctic coastal state cooperation affected the Arctic Council?". *Marin Policy*. pp.1-7.
- Ritzau (2008). "Denmark to Hold Arctic Ocean Conference for Foreign Governments". May 27, 2008.
- Stoltenberg's 2nd Government (2007). *Press release (no: 128/07): The Arctic Ocean - meeting in Oslo*. Oslo: Ministry of Foreign Affairs. October 17, 2007.
- 高橋美野梨『自己決定権をめぐる政治学—デンマーク領グリーンランドにおける「対外的自治」』明石書店，2013年。
- 高橋美野梨「北極をめぐる政治」，『北欧文化事典』丸善出版，2017年，pp.68-69。
- 高橋美野梨編著『グリーンランド—人文社会科学から照らす極北の島』藤原書店，2023年。
- 高橋美野梨「民際関係」，『北極域の研究—その現状と将来構想』海文堂出版，2024年，pp.239-245。
- White House (2009). "Directive on Arctic Region Policy January 9, 2009". *Public Papers of the Presidents of the United States: George W. Bush (2008, Book II)*. pp.1545-1552.
- White House (2013). *National Strategy For The Arctic Region*. Washington: The White House.
- Wikileaks (2008a). "Your Participation In The Arctic Ocean Conference In Greenland". https://wikileaks.org/plusd/cables/08COPENHAGEN288_a.html（最終閲覧日：2023年12月20日）
- Wikileaks (2008b). "Deputy Secretary's Participation At Arctic Ocean Conference In Greenland". https://wikileaks.org/plusd/cables/08COPENHAGEN321_a.html（最終閲覧日：2023年12月20日）
- Wilson, G. N. & H. A. Smith. (2011). "The Inuit Circumpolar Council in an era of global and local change". *International Journal*. Vol. LXVI (4). pp.909-921.
- World Economic Forum (2022). *Global Risks Report*.
- Zellen, B. S. (2021). "Arctic Indigenous Peoples and the State: Toward a Universal Convergence of Arctic Reconciliation". *Arctic Yearbook 2021*. pp.1-8.

